

# こんな相談を頂いています！

## R6.1月相談より 抜粋



\* QA では「こんな質問がきています！」という紹介をさせていただいています。

回答内容は実際に回答しているうちの、ほんの一部だけを載せています。

**Q**

ケアプランの長期期間と短期期間の設定はどのようにしたらよいでしょうか

**A**

介護保険認定ケアプランの期間とは、目標の期間です。  
目標が達成できる期間を設定しましょう。

**Q**

認定更新時、介護度やプランに大きな変更がない場合のサービス担当者会議の開催は不要ですか？

**A**

必要です。  
初回・更新・区分変更・入退院時  
新たな課題や本人の可能性が発生した場合にも、会議開催の必要性があります。

**Q**

申請中の方の居宅介護支援計画届について、地域包括センターと居宅介護支援事業所の両方で提出すべきですか？

**A**

認定結果がはっきりしない場合、地域包括と居宅介護支援事業所の両方で届出をするケースが多いです。届出のタイミングについては、保険者に確認する必要があります。

Q

ケアマネジャーの事情により居宅訪問ができない場合、他の職員で訪問するべきでしょうか？

A

その通りです。  
特段の事情に該当する利用者都合の場合は運営基準減算にはなりません、ケアマネジャーの都合の場合は事業所として対応する必要があります。

## ご相談者様からの声

適切な確なアドバイスをいただきありがとうございました。  
他の人ならどのように考えるのか、そういったときに経験のある方々のお知恵を拝借し導いていただくことで自分自身の迷いが解け支援の一步を踏み出すことができます。  
また迷った時相談させてください。これからもよろしくお願いいたします。



制度の解釈や支援方法について不安を感じた時に活用させていただきます。

色々と丁寧にありがとうございました。

